文京区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十九日

文京区長　成澤廣修

文京区規則第九十一号

文京区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

文京区情報公開条例施行規則（平成十二年九月文京区規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十三条第二項若しくは第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条の表一の項を削り、同表二の項中「行政情報公開決定等再延長通知書」を「行政情報公開決定等延長通知書」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項を同表二の項とする。

別記様式第六号及び別記様式第七号を次のように改める。

別記様式第６号　削除

別記様式第７号（第７条関係）

行政情報公開決定等延長通知書

文　　第　　号
年　　月　　日

様

（実施機関名）

印

年　　月　　日付けの行政情報の公開請求について、文京区情報公開条例第13条第３項の規定により、公開決定等の期間を延長したので、通知します。

１　行政情報の件名	
２　公開決定等の期間を延長した理由及び期限	（理由） （期限） 年　　月　　日

付　則

この規則は、令和九年一月四日から施行する。